

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳の交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和2年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	①身体障害者手帳の交付申請の受理、交付の可否決定、申請の却下の通知、交付台帳の整備 ②氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理、変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ③他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理、変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還 ④身体障害者手帳の再交付の可否決定 ⑤身体障害者手帳の返還の受理 ⑥身体障害者手帳の返還命令
③システムの名称	障害者福祉システム、障害者手帳システム、統合宛名システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第11項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携による照会・提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 健康福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3697

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	平成27年11月11日	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	I-1-③	障害者福祉システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	障害者福祉システム	事後	
平成29年6月30日	I-4-①	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月30日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」もしくは「障害者関連情報」が含まれる項 (16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項)	(空欄)	事後	
平成29年6月30日	I-5-②	地域福祉課長 鈴木 三恵子	地域福祉課長 水鳥 敏子	事後	
平成29年6月30日	I-8	田原市役所 健康福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話番号 0531-23-3512	田原市役所 健康福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話番号 0531-23-3697	事後	
平成29年6月30日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1～9	項目なし	様式変更に伴う項目追加	事後	
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	障害者福祉システム	障害者福祉システム、障害者手帳システム、統合宛名システム、宛名管理システム	事前	システム更新に係る再実施